

平成 29 年度森林利用学会賞推薦のお願い

「森林利用学会規約」および「森林利用学会表彰規定」に基づき、森林利用学会賞の受賞候補者を募集いたします（表彰規定は次頁に掲載しています）。

受賞の対象となる業績は、2012 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までに刊行された論文または著書です。会員の皆様からの推薦に基づいて選考を行いますので、積極的に推薦をお願いいたします。

推薦にあたっては、下記の事項を表彰委員会までお知らせ願います。

(1) 候補者の業績等概要

- a. 候補者の氏名，所属
- b. 対象業績の題名
- c. 対象業績の発表年月日，及び発表誌
- d. 対象業績の概要（1000 字以内，共著の場合は共著者名及び分担内容）

(2) 推薦者の氏名と連絡先

推薦者の所属，電話番号，FAX 番号，メールアドレス等

※なお，受賞内定時には上記のほかにも共著者の承諾書（対象となる業績が共著の場合，A4 版 1 枚，書式自由）が必要になります。

募集の締切：平成 29 年 9 月 29 日（金）

推薦の方法：

1. web から推薦

森林利用学会 web サイトに推薦フォームへのリンクを準備しますので，そこから推薦フォームを開き，上記事項を記入して，ページ下部の『送信』を押してください。

2. メールで推薦

上記の事項をメールの本文に記載して，下記アドレスまでお送りください。

riyoprize2017@brs.nihon-u.ac.jp

3. 郵送または FAX で推薦

上記の（1），（2）をそれぞれ A4 版 1 ページにまとめ，下記まで郵送または FAX してください。

日本大学生物資源科学部 井上公基

〒252-0880 神奈川県藤沢市亀井野 1866

FAX : 0466-84-3669

お問い合わせ先：森林利用学会表彰委員会

E-mail：riyoprize2017@brs.nihon-u.ac.jp

TEL : 0466-84-3669（井上）

森林利用学会研究奨励賞について

森林利用学会では、森林利用学会研究奨励賞も授賞しております。掲載時点で 40 歳以下の会員が筆頭著者として執筆し、前々年の 1 月から前年の 12 月までに森林利用学会誌に掲載された論文、速報を対象に、今後の研究の発展性に重点をおいて審査し、受賞者を決定いたします。学生、若手研究者による森林利用学会誌への奮っての投稿をお待ちしています。

森林利用学会表彰規定

- 第 1条 森林利用学会規約第4条4項に基づき森林利用学会表彰規定をつぎのように定める。
- 第 2条 森林利用学会に「森林利用学会賞」制度を設ける。
- 第 3条 森林利用学会賞は毎年原則として1件とする。受賞の対象は、つぎのとおりとする。
1. 森林利用学会賞は、本会会員であって、森林利用学に関し学術的並びに実務的に優れた業績によって貢献し、かつ今後一層の発展が期待されると認められる者に授与する。
 2. 前項の受賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去5ヶ年以内に公刊された論文または著書とする。
- 第 4条 森林利用学会賞は賞状・その他とし、その内容は理事会で定める。
- 第 5条 会員は受賞に適すると思われる業績を本会に推薦することができる。
- 第 6条 森林利用学会賞の受賞候補者の選考は、表彰委員会で行う。
- 第 7条 森林利用学会賞の審査手順は、つぎのとおりとする。
1. 委員会は毎年本学会員より森林利用学会賞候補を募る。
 2. 委員会はそれぞれの候補業績について検討・協議の結果、多数意見をもって森林利用学会賞の候補者を選考する。同時に、委員長はその結果を会長に報告する。
 3. 会長は表彰委員長から候補者の報告を受け、理事会の議決を経て受賞者を決定する。
 4. 本委員会委員が受賞あるいは推薦候補になった場合には、委員の資格を失うものとする。
- 第 8条 森林利用学会に、「森林利用学会研究奨励賞」制度を設ける。
- 第 9条 森林利用学会研究奨励賞は本学会の学生および若手会員の研究奨励を目的とし、毎年原則として1件とする。受賞の対象は、つぎのとおりとする。
1. 森林利用学会誌に発展性の高い論文または速報を発表し、今後の研究の発展が期待される者に授与する。
 2. 前項の受賞対象の業績は、選考の年を含まない過去2年以内に森林利用学会誌に掲載された論文または速報とする。
- 第10条 森林利用学会に、「学生優秀論文発表賞」制度を設ける。
- 第11条 学生優秀論文発表賞は本学会の学生会員の育成を目的とし、毎年原則として3件以内とする。受賞の対象は、つぎのとおりとする。
1. 学生優秀論文発表賞は、表彰を受ける年度の森林利用学会学術研究発表会において他の模範となる講演を行った学生会員の筆頭登壇者を対象に授与する。
- 第12条 森林利用学会誌奨励賞および学生優秀論文発表賞の選考は、表彰委員会内規による。
- 第13条 表彰委員会は、委員長と若干名の委員で構成する。委員の委嘱は、理事会の議決を経て会長がこれを行う。

(平成9年4月4日制定)

(平成20年3月28日一部改訂)

(平成 25 年 3 月 28 日一部改訂)